

岐阜県公報

号外(望) 平成二十七年 四月 一日

教育委員会規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第一号

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年岐阜県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「次の」を「次の」に改め、「各号」を削り、本則の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第二号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

目次

教育委員会規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 一

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 四

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則 (同) 四

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (同) 五

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育総務課) 六

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 六

岐阜県教育委員会連絡等管理規程の一部を改正する訓令 (同) 七

教育委員会教育長訓令甲

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 七

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 八

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程を廃止する訓令 (教育総務課) 九

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成二十七年四月一日

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項第五号中「定めるもの」を「掲げるもの」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関すること及び県立学校の教科書を採択すること。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 教育長は、第一条の規定により委任された事務のうち重要と認められるもの（前条の規定により教育委員会の決定にかからしめたものを除く。）の管理及び執行の状況について、適切な時期に教育委員会に報告しなければならない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日
岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二号
岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に、「並びに地方自治法」を「並びに同法」に改め、「規定により」の下に「設置する」を加え、「として設置する審議会及び委員」を削る。

第二条の表教育財務課の項中「技術係」の下に「情報基盤管理係」を加え、同表教職員課の項中「免許・公務災害係、厚生係、健康管理係」を「企画免許係」に改め、同表教育研修課の項中「情報化推進係」を削り、同項の次に次のように加える。

学校安全課
管理調整調査係、学校安全係、生徒指導係、教育相談係

第二条の表学校支援課の項中「総合支援係、教科教育係」を「教科教育第一係、教科教育第二係、総合支援第一係、総合支援第二係」に改め、「生徒指導係、教育相談係」を削り、同表体育健康課の項中「学校体育安全係」を「学校体育係」に改める。

第三条の表教育財務課の項に次の一号を加える。

七 県立学校の情報基盤の管理に関すること。

第三条の表教育研修課の項第二号中「教育委員会の情報政策の総合的な」を「教育の情報化に関する」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項の次に次のように加える。

- 学校安全課
- 一 学校安全に関すること。
 - 二 生徒指導に関すること。
 - 三 学校における情報モラルに関すること。
 - 四 教育相談に関すること。

第三条の表学校支援課の項第一号中「教育活動並びに児童及び生徒」を「教育課程上の教育活動の指導」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 学校教育の教科等の指導に関すること。

第三条の表学校支援課の項第十号を削り、第九号を第十号とし、同項第八号中「調整学区に関することを含む。」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。

第三条の表学校支援課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを削り、同項に次の二号を加える。

十二 産業教育の振興及び指導に関すること。

十三 人権教育に関すること。

第三条の表体育健康課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 教職員課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退職料に関することに限る。）及び第九号に掲げる事務とする。

第四条第一項中「教育次長二人」を「副教育長」に改め、同条第二項中「教育次長」を「副教育長」に改め、「受け」の下に「教育長を補佐し」を加え、「総理し、事務局の職員を指揮監督する」を「総理する」に改める。

第五条を次のように改める。

2 教育次長は、教育長の命を受け、教育に係る特に高度の知識又は経験を必要とする事務を総合的に掌理する。

第六条第一項を次のように改める。
次の表の本庁の組織の欄に掲げる本庁の組織に同表の職の欄に掲げる職を置き、事務職員をもつて充てる。

本庁の組織	職
一 本庁の課	課長
二 本庁課内室	室長

第六条第二項中「課長」を「前項に規定する課長及び室長」に改め、「課の」を「課又は課内室の」に改める。

第六条の二中「総括管理監」を「管理調整監」に改める。

第八条の六を削り、第八条の七を第八条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第八條の七 学校安全課に生徒指導企画監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 生徒指導企画監は、生徒指導その他特に命ぜられた事務を処理する。

第十一条の表教育支援課の項中「生徒指導係、社会教育係」を「学校地域連携係」に改める。

第十七条の表岐阜県教職員保健審査会の項の次に次のように加える。

岐阜県いじめ防止等対策推進法 （平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第 め防止等対策	岐阜県立学校におけるいじめ防止対策推進法 （平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第 め防止等対策	学校安全課
---	---	-------

策審議会議

一 項に規定する重大事態及び岐阜県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務

第十七条の表岐阜県教科用図書選定審議会の項中「第九条」を「第八条」に改め、同表岐阜県いじめ防止等対策審議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会表彰規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「教育次長」を「副教育長、教育次長、義務教育総括監」に、「各課長」を「関係課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会傍聴規則（平成六年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三項及び第四項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三条中「二」を「一」に改め、同条第三号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条から第七条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

別記第一号様式中「発議事項」を「発議事項」に改める。

別記第二号様式表面中「発議事項」を「発議事項」に改め、同様式裏面中「次」を「次」「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会会議規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「委員長、委員長職務代理者の選任方法等」を「教育長及び委員の辞職」に、「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 教育長及び委員の辞職

第一条 教育長及び委員が法第十条の規定により辞職しようとするときは、知事及び教

育委員会に辞職願を提出しなければならない。

第三条から第五条まで 削除

第六条第三項中「委員長」を「教育長」に、「二人以上の者」を「の定数の三分の一以上の委員」に改める。

第八条から第十条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条中「委員長」を「教育長」に改める。

第十九条中「委員長」を「教育長」に、「追加する」を「追加をする」に改める。

第二十条の見出し中「提出」を「発議」に改め、同条中「提出しよう」を「発議しよう」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第二十一条第一項中「提出しよう」を「発議しよう」に、「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「提出する」を「発議する」に改め、同条第三項中「提出する」とは「を」を「発議することが」に改める。

第二十三条中「提出する」とは「を」を「発議する」とが「に改める。

第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十三条第一項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三十五条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者」を「削り、同条第三項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三十六条中「左」を「次」に改め、同条第八号中「委員長」を「教育長」に改める。

第三十七条中「委員長」を「教育長」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。
(会議録の公表)

第三十七条の二 教育長は、会議において承認を得た後、遅滞なく会議録を公表するものとする。ただし、会議を非公開とした場合は、この限りでない。

第三十八条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「に規定する」を「の」に改め、同条第八号とし、同条第六号中「総括管理監」を「管理調整監」に、「に規定する」を「の」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第四条第一項に規定する」を「第五条第一項の」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 副教育長 事務局組織規則第四条第一項の副教育長をいう。

第四条（見出しを含む。）中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第六条第二項中「総括管理監」を「管理調整監」に、「現地機関等の」を「、現地機関等の」に改める。

第七条第一項第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「教育長」を「教育次長」に改める。

第八条の三第一項第一号及び第十一号第二項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第十一条の二第二項第二号中「教育長」の下に「、副教育長」を加える。

第十三条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「教育委員会」

を「教育委員会」に改め、同項ただし書中「文書で軽易なものについては」の下に「副教育長名」を加え、「課長名」を「課長名」に改める。

第十四条第一項中「教育長 教育委員会又は教育長の決裁事項とされるもの」を「教育長 教育委員会又は教育長の決裁事項とされるもの」に改める。

教育長 教育委員会又は教育長の決裁事項とされるもの
副教育長 副教育長の決裁事項とされるもの

第十六条第一項第二号中「教育次長」の下に「、副教育長」を加える。

第四十二条中「当該」を「当該」に、「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表教育研修課の項の次に次のように加える。

別記第五号様式の二その一及びその二中「教育長 教育次長」を「教育長 副教育長 教育次長」に改める。

別記第六号様式その一中

教育長・教育次長・義務教育総括監・
課長・係長

教育長・
副教育長

副教育長・教育次長・義務教
・課長・係長

「教育長 教育次長」を「教育長 副教育長

教育次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松川 禮子

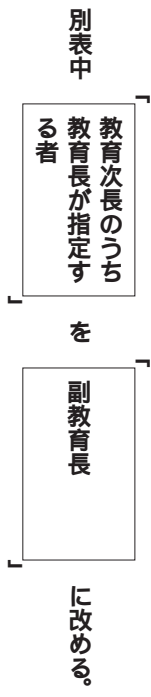
岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「各号」を削り、同項第一号中「次に掲げる者」を「イから八までに掲げる職員」に、「それぞれ」を「当該イから八まで」に改め、同号イ中「除く」にあつては、「服務管理者」を「除く」（服務管理者）に改め、同号ロ中「服務管理者」の下に、「教育次長」を加え、「参事にあつては、服務管理責任者」を「参事 服務管理責任者」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 副教育長 総括服務管理責任者

第四条第二項第二号中「届出をする」を「届出書を提出する」に、「前号に掲げる者」を「前号イから八までに掲げる職員」に、「それぞれ」を「当該イから八まで」に改める。



附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会継情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の

一部を次のように改正する。

第五条第五号中「教育次長」を「副教育長」に、「に規定する」を「の」に改め、同条第六号及び第七号中「に規定する」を「の」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 室長 事務局組織規則第六条第一項の室長をいう。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「教育次長署名」を「副教育長署名」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 室長の署名

第三条第二項中「法務・情報公開課長」を「情報企画課長」に改める。

第四条第一項の表知事署名、教育委員会委員長署名、教育長署名、教育長職務代理者署名、教育次長署名の項中、「教育委員会委員長署名」を削り、「教育次長署名」を「副教育長署名」に改め、同表課長の署名の項中「課長の署名」の下に、「室長の署名」を加え、同表第三条第二項に規定する署名の項中「法務・情報公開課長」を「情報企画課長」に改め、同条第三項中「法務・情報公開課長」を「情報企画課長」に改める。

第六条中「法務・情報公開課長」を「情報企画課長」に改める。

第八条中「更新若しくは」を「更新し、若しくは」に、「法務・情報公開課長」を「情報企画課長」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程（昭和二十七年岐阜県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項の規定により」を「第二十五条第四項の規定に基づき」に改める。

第二条中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 早出遅出勤の請求をした所属職員の仕事の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかの決定をすること。

七 育児、介護等に関する特別な事情がある所属職員の仕事時間及び休憩時間の承認をすること。

第五条中「二」を「い」に、「一」を「二」に改める。

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令第1号

事務局 一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「に規定する」を「の」に改め、同条第十五号とし、同条第十二号中「に規定する」を「の」に改め、同条第十四号とし、同条第十一号中「に規定する」を「の」に改め、若しくは技術主査」を「技術主査、指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事若しくは専門研修主事」に改め、同条第十三号とし、同条第十号中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同条第九号中「に規定する」を「の」に改め、同条第十二号とし、同条第九号中「に規定する」を「の」に改め、同条第十一号とし、同条第八号中「に規定する」を「の」に改め、同条第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

十 室長 事務局組織規則第六条第一項の室長をいう。

第二条第七号中「に規定する」を「の」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第四条第一項に規定する」を「第五条第一項の」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 副教育長 事務局組織規則第四条第一項の副教育長をいう。

第四条中「の各号」を削り、同条第二号中「及び予算の編成」を削り、同条第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の二の見出し中「教育次長」を「副教育長」に改め、同条中「教育次長」を「副教育長」に改め、「の各号」を削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「承認」の下に「認定」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条第二項の規定により教育長の職務を行う者の権限に属する事務に関する事
第四条の二の次に次の一条を加える。

（教育次長専決事項の基準）
第四条の三 教育次長の専決事項とされるものの基準は、次に掲げるとおりとする。

一 各課間の所掌事務の調整に関する事（教育に係る特に高度の知識又は経験を要するものに限る。）
二 事務的に重要な許可、認可、承認、指定、命令等の行政処分の決定に関する事（教育に係る特に高度の知識又は経験を要するものに限る。）

三 次に例示するような事務のうち、事務的に重要な事務に係る決定に関する事

(教育に係る特に高度の知識又は経験を要するものに限る。)

ア 会議等の開催及び運営の事務

イ 広報及び公聴の事務

ウ 回答、進達、報告、通知、意見、公示、協議等の事務

エ 刊行物の発行の事務

第五条中「の各号」を削り、同条第二号中「に関する事」の下に「前条第二号に掲げる事項を除く。」を加え、同条第三号中「に関する事」の下に「前条第三号に掲げる事項を除く。」を加える。

第六条中「の各号」及び第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(課長専決事項の特例)

第六条の二 第三条及び前条の規定により課長が専決することができることとされている事務は、課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)を置く課においては、当該課内室の所掌に係るものについては、室長が専決することができるものとする。

第十条第一項中「掲げる者」を「定める者」に改め、同項第一号中「教育次長」を「副教育長」に改め、同項第四号中「総括管理監」を「管理調整監」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 副教育長専決事項とされる事務 教育次長

第十条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に、「総括管理監」を「管理調整監」に、「と読み替えて」を「と読み替えて」に改める。

第十一条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「定める」を「掲げる」に改める。

別表第一四の項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項に次の二号を加える。

4 早出遅出勤の請求をした所属職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかの決定

5 育児、介護等に関する特別な事情がある所属職員の勤務時間及び休憩時間の承認
附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局 一般
各教育機関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程を廃止する訓令

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程(平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社